

令和4年第11回大竹市教育委員会

1 開催日時 令和4年11月25日（金）10時30分開始

2 会 場 大竹市立玖波小学校1階多目的教室

3 出席及び欠席委員

教育長	小 西 啓 二	出席
1 番	池 田 良 枝	出席
2 番	中 田 美 穂	出席
3 番	小 出 哲 義	出席
4 番	小 城 和 之	出席

4 出席職員

総務学事課長	貞 盛 倫 子
総務学事課	重 安 千 陽
	瀬 川 隆 司
	横 峰 路 子
	大 庭 史 善
生涯学習課長	吉 村 隆 宏
生涯学習課	安 藤 好 博
	加 藤 豪

.....

【開会時刻 10時30分】

小西教育長 定足数に達していますので、これより令和4年第11回大竹市教育委員会会議を開会します。

はじめに、議事録署名委員を指名します。議事録署名委員は、大竹市教育委員会会議規則第15条第2項の規定により、小出委員を指名します。

これより本日の日程に入ります。

日程第1「会期の決定について」を11月25日一日限りとします。これに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって会期は本日一日間と決定しました。

議案第34号 大竹市指定重要文化財指定の諮問の取下げについて

小西教育長 日程第2「議案第34号 大竹市指定重要文化財指定の諮問の取下げについて」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 本議案は、大竹市文化財保護条例第14条第1号の規定に基づいて、大竹市文化財審議会に諮問することを議決した文化財について、大竹市文化財指定申請の取下げ書の提出があったことに伴い、諮問を取り下げるものです。諮問を取り下げる文化財については、木野神楽です。

木野神楽は、出雲石見地方に伝わる大社神楽の系統につながる古典的な神楽であり、大正5年9月に木野村上木野の有志16人により、木野神楽会を結成し、栗谷の松崎貫一氏の指導を受け、毎年氏神祭に奉納しています。

なお、昭和25年に、木野神楽団と改称し、今日に至っています。

本文化財については、令和4年1月26日付けで木野神楽団から文化財指定申請書の提出があり、教育委員会において令和4年2月25日に大竹市文化財審議会への諮問が議決されています。

この議決を受け、文化財審議会に令和4年3月15日付けで諮問し、同審議会内で本年3月29日開催の審議会で1度審議がされていましたが、令和4年10月3日付けで、大竹市教育委員会宛に大竹市文化財指定申請の取下げ書が提出されたことに伴い、大竹市文化財審議会への諮問を取り下げるものです。

なお、11月14日に開催された審議会では、木野神楽団の審議は行っていません。

文化財指定申請の取下げの理由については、文化財指定申請をした令和4年1月時点から、2名の団員が死亡や高齢により退団し、現在の団員数が6名となり、さらに新規加入団員も当面見込めないことから、この人数では活動が続けるのが難しい状況となったとのことでした。

小西教育長 これより質疑に入ります。木野神楽団の大竹市指定重要文化財指定の諮問を取り下げるという内容です。質疑はありませんか。

池田委員 人数が少なくなったということはこの文面から分かったのですが、これから木野神楽団がどのようになっていくのかを教えてください。例えば、解散をするのか、6名でも持続していくのか、その辺りが分かっていたら教えてください。

事務局 大竹市指定重要文化財指定の取下げを申請する際に、代表の小田元様からお話を聞きました。その際には、従来通りの活動はできなくなったが、木野神楽団を解散するつもりはなく、いつか練習を再開できるように取り組んでいきたいと考えているそうです。また、地区出身で、大竹市外の小学4、5年生の2人が今後練習に加わる予定もあるようで、現在の団員数は6名であるが、新たに参加者が増えることも見込まれるようです。そのため、今後、機運が高まってきたら、諮問について考えていくそうです。

小西教育長 なかなか厳しい状況ではありますが、地元としても木野神楽団をどうにか存続していこう、次の時代につないでいこうという思いはあります。活動がいつになるか非常に難しいことではありますが、期待したい思います。

他に質疑はありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。本件を採決します。本件は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

報告第19号 教育に関する市議会提出議案に対する意見の申出について

小西教育長 日程第3「報告第19号 教育に関する市議会提出議案に対する意見の申出について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 令和4年12月に開催される大竹市議会定例会に、2件の議案を提出するに当たり、市長から意見を求められましたが、緊急やむを得ないと認め、教育長において異議ないものと申し出たので、今回の教育委員会に報告し、承認を求めるものです。

1件目の提出議案は、「大竹市学校給食費条例の制定について」です。本条例は、令和5年4月1日から学校給食費会計を公会計に移行するにあたり、学校給食費の取り扱いに関して必要な事項を定めるものです。第3条では学校給食費を市長が保護者等から徴収すること、第4条では学校給食費の額を規則で定めること、第5条では規則で定める日までに学校給食費を納付しなければならないこと、第6条では市長が特に必要と認めるときは学校給食費を減額又は免除することができること、第7条では条例の施行に関し必要な事項を規則で定めること等について規定しています。なお、施行期日は令和5年4月1日としています。

2件目の提出議案は、「令和4年度大竹市一般会計補正予算（第7号）」です。まず歳出から説明します。社会教育費では、生涯学習課で管理する施設の光熱水費を増額補正するものです。補正額の内訳は、学校連携・子どもの居場所づくり事業は3つの放課後児童クラブで41万1千円、総合市民会館管理事業は166万2千円、大竹会館管理事業は37万8千円、玖波公民館管理事業は24万8千円、栄公民館管理事業は23万円、図書館管理事業は80万6千円です。次に、保健体育費です。学校給食費支援事業については、保護者の経済的負担を軽減し子育て支援を推進するため、10月以降の学校給食費の半額支援を実施するための費用を、7月の市議会臨時会にて予算補正を行いました。今回は、新たに発生する事務を執り行うのに必要となる会計年度任用職員に係る費用として、50万9千円及び来年度以降の支援事業費に充てるために「にこにこ子ども基金」に1億2,300万円を積み立てるものです。なお、基金積立金の財源として、米空母艦載機部隊配備特別交付金を同額充当します。また、給食センター運営事業では、燃料費及び光熱水費を合わせて300万円増額補正します。その他、年度初めに速やかな予算執行に当たることができるよう、必要な経費の債務負担行為の設定等について、予算補正しています。

事務局 1件目の提出議案の「大竹市学校給食費条例の制定について」の提出の理由です。学校給食法第4条に「義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるように努めなければならない」とあり、この規定に基づき、大竹市が実施している学校給食に係る学校給食費の取扱いに関して必要な事項を定めるものです。

続いて、議案の概要です。現在、私会計方式で実施している学校給食費を公会計化するに当たり、先ほどの説明にもあったように、趣旨、学校給食の実施、

学校給食費の徴収、額、納付及び減免といった学校給食費の徴収・管理等について規定する内容となっています。

続いて、公会計化による効果について、4点挙げています。「(1) コンプライアンスの徹底」については、予算、決算、監査等、法令に基づく学校給食費の管理運営を行うことで、学校給食費の取扱いが明確になり、透明性が高まると考えているものです。「(2) 教職員等の業務負担の軽減」については、現在、学校給食費の徴収・管理業務は学校が行っていますが、この業務を市が行うことで、教職員の業務負担の軽減が図られると考えているものです。「(3) 保護者の利便性の向上」については、現在は、学校給食費の口座引落は各学校が指定する金融機関に限られていますが、公会計方式に移行することで、市の指定する複数の金融機関から選択することができるようになることから、保護者の利便性が向上すると考えているものです。「(4) 学校給食の安定的な実施」については、現在の学校給食は、保護者の皆様から納付いただいた学校給食費で食材を購入していますが、公会計化することで、市の予算に食材購入費を計上して食材を購入することになるので、計画に沿った献立を実施することができると考えているものです。

施行期日は令和5年4月1日としています。

小西教育長 1件目の学校給食費の公会計化に伴う「大竹市学校給食費条例の制定について」です。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

池田委員 現在学校で行っている給食費の徴収がなくなり、教職員の業務負担軽減になるため、非常に良いことだと思います。今の給食費の支払いは、ほとんどの家庭が口座引落としになっていると思うのですが、取扱のある口座は「ゆうちょ銀行」だけになっているため、保護者にとっても銀行が選べることは良いと思います。また、大竹市は給食費の未納が少ないと聞いていますが、公会計化することによって、未納が増える可能性はないのでしょうか。引落としが出来ないときの請求の仕方や、催促の仕方がどのようになるのか、もう少し詳しく教えてください。

事務局 細かい部分に関しては、これから協議をしていくことになります。一番気になるところは、未納のところだと思います。まず、公会計になると、引落日が月に1回になり、引落としが出来ない場合は督促をすることになります。未納者へ納付書を送付し、期日までに納付をしていただくことになります。まだ細かいところは協議中ですが、今の予定ではそのように考えています。

小西教育長 滞納者への対応については、今後協議を進めて考えていきたいと思っています。

中田委員 引落としの回数についてです。今までは、引落としが出来なかった場合は手数料がかかりますが、もう1日引落日がありました。うっかり入金し忘れていたという人は意外というと思います。引落日が1日になり、支払いができなかった時に納付書払いになると、意図して払わないわけではなく、ついつい払い忘れていたというようなことが起こりやすくなるのではないかと感じました。そのため、引落日が今まで通り2日ある方が、未納は防ぎやすいのではないかと思います。

います。金融機関が選択できるというのは、保護者にとってはありがたいと思います。給食費の引落しのためにゆうちょ銀行の口座を作るという話も聞いたことがあるので、便利になるのではないかなと思います。

事 務 局 中田委員が言われたように、現在引落日は2日あります。ただ、大竹市の規定になると、引落日は1日となります。未納が起こらないように、何か出来る手立てを考えて行きたいと思っています。

池 田 委 員 私も未納者が増えることが、一番気になるところです。学校を通しての支払いであれば、学校から保護者にこまめに連絡を入れていました。これから学校給食費が公会計化することによって、支払いができなかった人には納付書が届くようになりますが、それだけでは未納の問題の解決にはなりにくいと思います。保護者との連絡をこまめに取ることが大切になってくると思います。公会計になった時は、未納者への連絡や徴収をどのようにしていくのか分かっているか教えてください。もし、まだ決まっていないうなら、しっかりと対策を取っていかないと未納者が増えると思うので、その点について不安が残ります。

事 務 局 督促をするのは市の職員になります。今後、市民税務課と連携を取りながら、どのような形が一番良いのかを検討し、未納が少なくなるように努力をしていきたいと思っています。

池 田 委 員 学校が、未納者への督促で連絡をするときは、家庭の事情がよく分かって連絡を取っていると思いますが、市から直接連絡をするという事になると、そういった背景が分からないまま連絡を取ってトラブルになってしまうことも考えられます。その辺りの対策を考えていただきたいです。ある市町村では、懇談会の日に事前に学校から保護者に連絡を取って、未納の家庭には、懇談会の日に校長室または会議室で、市の担当者と保護者が面談をしているところもあります。そういう工夫をしても良いのではないかなと思います。

小西教育長 なかなか学校抜きで市だけで運営していくのは難しい面もあるかもしれません。先程もあったように、トラブルが生じないような対策が必要になってくるので、学校と連携を取りながら、今ご意見いただいた具体的な方法を考えていきたいと思っています。今後こういった問題が運営していく中で課題にならないように、考えていきたいなと思っています。

池 田 委 員 先程のトラブルで、市の方が連絡を取るというのは、保護者の方が公会計をしっかりと理解している方だったら良いのですが、給食費といったら学校と誤ってしまう人もいます。市とのトラブルがあった時に、そのまま学校へのトラブルや不信感に繋がらないように、是非協議を進めていただけたらと思います。

事 務 局 いろいろなご意見ありがとうございました。いただいたご意見を参考にしまして、これからも取組を進めていきたいと思っています。

小 城 委 員 補正予算についてですが、「小・中学校のICT支援業務に要する経費」は、追加の項目はなぜ当初予算に含まれていなかったのかというところの確認と、令和5年度から令和7年度までという毎年この限度額が必要になってくる

のかという確認と、光熱水費が多いのはこの社会情勢によってのところなのかを教えていただけたらと思います。

事務局 ICT支援業務に要する経費につきましては、債務負担行為となっています。令和5年度に予算計上するものなのですが、令和5年度の予算となると、令和5年度にならないと執行準備が出来ないため、債務負担行為を計上したものです。

事務局 社会教育費の歳出の光熱水費についてです。総合市民会館、大竹会館、地区公民館等の社会教育施設の光熱水費の内訳は、電気料金になります。当初予算の段階では、燃料調整費が当初は3円程度の値上がりを想定していましたが、12月現在の最新の燃料調整費は14円36銭ということで、約10円アップしています。今後も燃料調整費は上がるものと考えています。電気料金は家庭用と業務用で計算方法が違います。家庭の場合は、燃料調整費の上限を設けているのですが、業務用は燃料調整費の上限を設けていないため値上がり部分は、すべて今回の補正の要因という事になっています。

事務局 給食センター運営事業につきましても燃料費、光熱水費ともに補正にあげています。燃料費についてはガス代です。昨年度と比べると約2割値上がりしている状況から、燃料費を計上しています。光熱水費は、社会教育施設と同じように電気料金です。こちらについても業務用であるため社会教育施設と同様の理由で、補正に計上しています。

小西教育長 光熱水費に関しては、市全体で考えても非常に厳しい状態です。生涯学習課も、総務学事課も施設をたくさん抱えています。どうしても光熱水費がかさんでくるということです。

池田委員 補正の中で、ICT支援業務については始まったばかりなので、来年度に向けて補正を組むというのは分かるのですが、「児童・生徒の心電図及び尿検査に要する経費」と言うのは、毎年あることではないのかなと思うのですが、当初予算に入れなかったのはなぜでしょうか。

事務局 こちらもICT支援員と同様、令和5年度の予算を執行するに当たり、学校の検査が4、5月にあるので、年度が変わってからの委託契約になると、間に合いません。そのため、今年度中に契約準備をするために債務負担行為の補正をあげています。

池田委員 検査自体は毎年してきているものなので、昨年度のうちに令和4年度の当初予算として債務負担行為の中に入っておかないといけないものではないのですか。

事務局 当初予算に債務負担行為を入れると、その前の年度に見積を取ることであり、2年先の見積もりをとることになります。そうすると、値上がり等で業者に見積ができないと拒まれたりするということもあるので、当初予算には含んでいません。令和4年度の委託契約につきましても前年度末に行っています。令和5年度から滞りなく業務を執行するために、前年度のうちに委託契約の準備をするというものになっています。

小西教育長 そのほかに質疑はありませんか。

委員一同 なし。
小西教育長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。本件は報告事項です。
報告のとおり承認することに異議ありませんか。
委員一同 異議なし。
小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。
小西教育長 以上をもって、本日の日程は全て終了しました。
なお、本日の会議の議事録を作成するにあたり、各議題の審議内容について、
字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を会議の議長に委
任されたいと思います。異議ありませんか。
委員一同 なし。
小西教育長 異議なしと認めます。よって、字句、数字、その他の整理は、議長である教育
長で行います。
これにて、令和４年第１１回大竹市教育委員会会議を閉会します。

【閉会時刻 １１時１２分】

.....

上記の議事録について、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和４年 月 日

教 育 長 _____

議 事 録 署 名 人 _____

記 録 者 _____